

静岡県告示第685号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

1 さんま

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県さんま漁業	現行水準

2 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県まあじ漁業	現行水準

3 まいわし太平洋系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県まいわし漁業	現行水準

4 かたくちいわし太平洋系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県かたくちいわし漁業	107, 000トンの内数